



食器棚の認定基準及び基準確認方法

(公開用)

食器棚専門部会専門委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属
(部会長)	今 田 淳 一	職業訓練大学校
	青 柳 広	和信化学工業株式会社
	飯 島 正二郎	株式会社甲陽木工製作所
	池 田 理 平	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	岩 崎 美 枝	消費科学連合会
	宇 川 暹	神奈川県家具指導センター
	卯 木 稔	工業技術院標準部材料規格課
	門 松 はま子	主婦連合会
	上 崎 利 宏	関西和洋家具製作株式会社
	久保田 敏 子	全国地城婦人団体連絡協議会
	小 島 勝 己	小島工芸株式会社
	齊 藤 康 則	社団法人全国家具工業連合会
	春 原 一 盛	財団法人機械電子検査検定協会
	西 川 禎 一	通商産業省生活産業局日用品課
	松 中 宏 至	財団法人化学品検査協会
	松 本 庸 夫	農林水産省林業試験場
	三 島 克 己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
	吉 田 廣	吉田家具工業株式会社
	小牟田 陽 一	製品安全協会

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

住 所 : 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電 話 : 03-5808-3302

F A X : 03-5808-3305

食器棚の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、食器棚の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で主として食器類の収納に使用することを目的として製作される主要材料が木材又は木質材の自立式^(注1)の棚及び食器棚として使用できる多目的棚（以下、「食器棚」という。）について適用する。ただし、組立て式のもの^(注2)及びキャスタを有するものを除く。

(注1) 自立式とは、通常、工場出荷時の形（重ね式にあつては、上下を連結した形）で使用されるもので、日本工業規格A 4 4 1 5（昭和 52 年）住宅用収納家具（収納間仕切ユニット用）に規定される家具及びつり戸棚等は含まない。

(注2) 組立て式のものとは、一般消費者等が部材を組立てて使用するものをいう。

3. 安全性品質

食器棚の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 食器棚の外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、身体に傷害を与えるような突起、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(2) 扉、引戸、引出し、フラップ式扉及び引出し式配ぜん台には、取っ手、引手等が確実に取り付けられており、それを操作することにより開閉及び出し入れが円滑かつ確実にできること。</p> <p>なお、引出し式配ぜん台は、本体から容易に引抜けないこと。</p>	

	<p>(3) ガラス製引戸にあっては、引戸と本体のレール又は溝とのはめ合いが確実であること。</p> <p>(4) 各部の接合及び組立ては確実であり、また、すわりは良好で、本体には使用上支障のあるがたつき等がないこと。 なお、重ね式にあっては、上下が確実に連結できる構造であること。</p> <p>(5) 棚板は前に容易に引出せない構造であること。 ただし、棧等により棚板両端の全体を保持する構造のものを除く。</p>	
--	---	--

	<p>(6) 棚板の長さと同口の内の幅との差は、○ミリメートル以下であり、また、棚板と同受具軸方向との重なりは、○ミリメートル以上であること。</p> <p>(7) 同受具は側板に正常な状態に取り付けられ、かつ、同受具の同受部と同側板とは、密着又は密着できる構造であること。</p>	
--	---	--

<p>2. 側方耐荷重性</p>	<p>2. 食器棚の側方に○キログラムの荷重を左右交互に各○回加えた後、高さ○ミリメートルの位置の相対変位量が○ミリメートル以下であり、かつ、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p> <p>なお、高さ及び間口が○ミリメートル未満のもの及び隅棚等は、この限りではない。</p> <p>3. 食器棚の安定性は、次のとおりとする。</p>	
------------------	---	--

<p>3. 安定性</p>	<p>なお、以下に示すものにあつては、この限りではない。</p> <p>a. 高さ及び間口が○ミリメートル未満のもの。</p> <p>b. 間口が○ミリメートル未満のもので、付属する転倒防止金具等により、壁面その他と固定して使用すべき旨の表示を本体の見易い個所に容易に消えない方法で表示されているもの。</p> <p>(1) 食器棚を前方向及び後方向に○ kilogram の力で引っ張ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(2) 引出しを有するものにあつては、引出しを引出し、</p>	
---------------	---	--

	<p>○キログラムの荷重を加えたとき、転倒又は各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。</p> <p>(3) 扉を有するものにあつては、扉を開き、○キログラムの荷重を加えたとき転倒又は各部に使用上支障のある破損、変形等がないこと。</p>	
--	--	--

	<p>(4) フラップ式扉又は引出し式配ぜん台を有するものにあつては、フラップ式扉又は引出し式配ぜん台に〇キログラムの荷重を加えたとき転倒又は使用上支障のある破損、変形等がないこと。</p>	
--	---	--

<p>4. 棚板及び棚受具の強度</p>	<p>4. 棚板及び棚受具の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 棚板に表 1 に示す荷重を○時間加えたとき、最大たわみ量は間口○ミリメートルにつき○ミリメートル以下であり、かつ、扉、引出し等の開閉の支障、各部に使用上支障のある変形等がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p>	
----------------------	--	--

	<p>(2) 棚板に表 2 に示す荷重を ○時間加えたとき、棚板及 び棚受具に破損、脱落、使 用上支障のある緩み、変形 等がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表 2</p>	
<p>5. 引出しの 強度</p>	<p>5. 引出しの強度は、次のとお りとする。</p> <p>(1) 引出し内に○キログラム の荷重をほぼ等分布に加 え、引出しを内のりの○分 の○引き出した状態で○時 間放置したとき、各部に使 用上支障のある緩み、変形 等がないこと。</p> <p>(2) 引出しの側板を固定し、 前板上縁中央部を手前方向 に○キログラムの力で引っ 張ったとき、各部に外れ、 使用上支障のある緩み、変 形等がないこと。</p>	
<p>6. 引手等の 強度</p>	<p>6. 引手等の取付面を固定し、 引手等を○キログラムの力で 手前方向、上又は下のいづれ かの方向及び左又は右のいづ れかの方向の○方向に引っ張</p>	

<p>7. 材料</p>	<p>ったとき、各部に使用上支障のある緩み、変形等がないこと。</p> <p>ただし、構造的に引っ張れない方向があるものは、その方向は除いて行うこと。</p> <p>7. 食器棚の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材には、著しい欠点がないこと。</p> <p>(2) 木材の含水率は、〇パーセント以下であること。</p> <p>(3) 合板のホルムアルデヒド放散量は、昭和 39 年農林省告示第 383 号普通合板の日本農林規格に定める F_1 若しくは F_2、又は昭和 44 年農林省告示第 1373 号特殊合板の日本農林規格に定める F_1 若しくは F_2 の規定に適合するものであること。</p> <p>ただし、合板の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行ったときは、加工したものが規定に適合するものであること。</p> <p>(4) パーティクルボード、繊維板等のホルムアルデヒド放出量は、〇ミリグラム毎リットル以下であること。</p>	
--------------	---	--

ただし、パーティクルボード、繊維板等の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行ったときは、加工したものが規定に適合するものであること。

(5) 木材の表面にホルムアルデヒドを含む接着剤を使用して加工を行ったもののホルムアルデヒド放出量は、〇ミリグラム毎リットル以下であること。

(6) 塗料は、ホルムアルデヒドを含まないものであること。

(7) 耐しよく性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。

(8) ガラスの厚さは、表 3 に示すものと同等以上であること。

表 3

(注 6) ガラスの厚さの種類は、日本工業規格 R 3201 (昭和 56 年) 普通板ガラス、日本工業規格 R 3202 (昭和 56 年) フロート板ガラス及びみがき板ガラス又は日本工業

<p>8. 付属品</p>	<p>規格 R 3203（昭和 56 年）型板ガラスに規定されているもの。</p> <p>8. 付属品は、食器棚の使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	
---------------	--	--

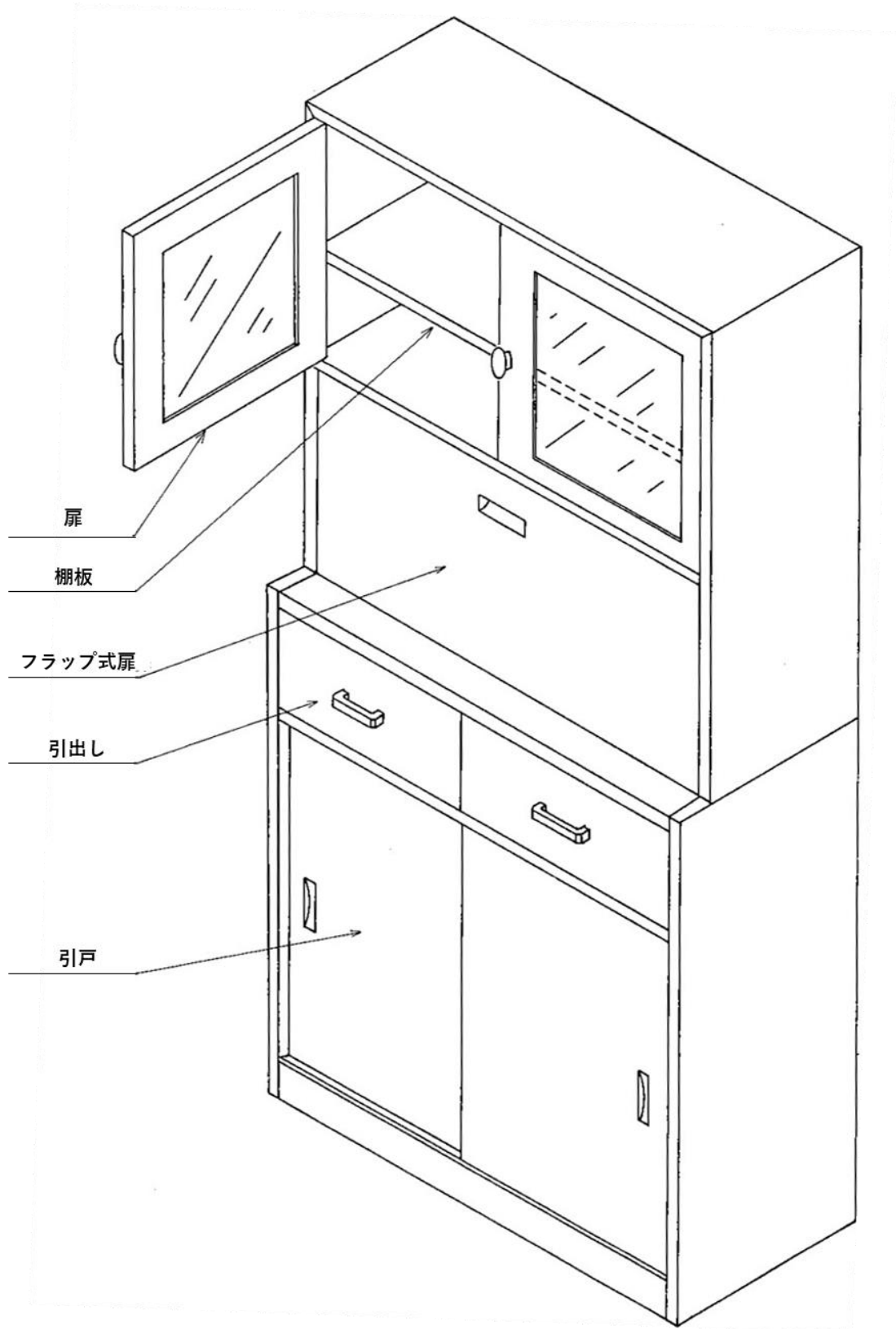
4. 表示及び取扱説明書

食器棚の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基準確認方法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。	
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。 (2) 外形寸法。 (3) 部品等が取り外されているもの及び取り外すことができるものは、その取付け要領及びその注意。 (4) 取扱い上の注意 (a) すえ付けに際しては、湿気が多いところを避け、食器棚を水平に保つための必要な処置を	

	<p>講ずること。</p> <p>(b) 直射日光及び熱を避けること。</p> <p>(c) 汚れを落とすときの注意事項。</p> <p>(d) 棚受具の取り付けは、確実に 行うこと（棚受具を取り外す ことができるものに限る。）。</p> <p>(e) 食器は、水気を取ってから 収納すること。</p> <p>(f) 飲食物を収納するときは、 ホルムアルデヒドなどが移行す るおそれがあるので、密閉容器 に入れるか、又はラップフィル ムなどで包むこと。</p> <p>(g) 地震時の転倒を防止するた めには、別途処置を講ずること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者、販売業 者等の名称及びその住所を記載す ること。</p>	
--	--	--

参考付図 1



参考付図 2

